

ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	認知症加算(Ⅰ)	1月	800	800	0	
	認知症加算(Ⅱ)		500	500	0	
ホ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	看護職員配置加算(Ⅰ)		900	900	0	
	看護職員配置加算(Ⅱ)		700	700	0	
	看護職員配置加算(Ⅲ)			480	新設	
ヘ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日		64	新設
ト 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		1月		1000	新設	
チ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)				1000	新設	
リ サービス提供 体制強化加算 共通項目ページ 参照	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		500	640	140	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		500	500	0	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		350	350	0	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		350	350	0	
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		1日		21	新設
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ				16	新設
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				12	新設
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				12	新設
ヌ 介護職員処遇改善加算		共通項目ページ参照				

■中山間地域等に居住者加算(5%)の対象地域

①離島振興対策実施地域/②奄美群島/③豪雪地帯及び特別豪雪地帯/④辺地/⑤振興山村/⑥小笠原諸島⑦半島振興対策実施地域/⑧特定農山村地域/⑨過疎地域/⑩沖縄の離島

(1) 初期加算

○事業所に登録した日から起算して30日以内の期間に算定

(2) 認知症加算

○(Ⅰ)認知度Ⅲ以上、(Ⅱ)は要介護2で認知度Ⅱが該当

(3) 看護職員配置加算

(Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置

(Ⅱ)常勤の准看護師を1名以上配置

(Ⅲ)看護職員を常勤換算方法で1名以上配置。

※いずれも定員超過利用、人員基準欠如に非該当

※Ⅰ～Ⅲは併算定不可